

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

農山村課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号
手続名	土地改良区の設立認可	根拠条項	第5条第1項
審査基準	<p>土地改良区設立の認可</p> <p>①認可申請の添付書類（土地改良法施行規則第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画書 ・定款 ・土地改良法第5条第2項の規定により公告した事項を記載した書面 ・土地改良法第5条第2項並びに第4項及び第7項の同意があったことを証する書面 ・土地改良法第5条第3項及び第5項の意見を記載した書面 ・土地改良法第5条第6項の承認があったことを証する書面 ・当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面 ・業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面 <p>②専門技術者の調査報告書（土地改良法第8条第2項）の徴取</p> <p>県知事は上記添付書類を付けた土地改良区設立認可申請書を下記により審査し、適否の決定を行う。</p> <p>（1）審査の方法</p> <p>専門技術者の調査報告書に基づいて審査を行い、土地改良法第8条第4項各号の1に該当する場合及び同条第5項の規定に該当する場合を除き、適当とする旨の決定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地改良事業の施行に関する基本的要件に適合すること ② 申請手続等が適法であること ③ 土地改良事業遂行のための基礎的な要件を具備していること ④ 非農用地区域を含む土地改良事業計画にあつては、当該区域がその位置及び規模に関する要件を具備していること <p>（2）適否の決定（土地改良法第8条第6項）</p> <p>上記審査の結果、適当とする旨を決定したときは、ただちにその旨を公告し、関係書類を縦覧に供する。</p> <p>（3）設立の認可（土地改良法第10条第1項）</p> <p>上記縦覧の結果、異議申出がないとき又は異議申出があつた場合においてそのすべてにつき決定があつたときには、異議を容認した結果申請を却下する場合を除いて、土地改良区の設立を認可する。</p>		
	受付機関	農林事務所	処理機関
		交付機関	農山村課
		標準処理期間	110 日
		標準経由期間	15 日
		目次 No.	1